



富山市告示第 20 / 号

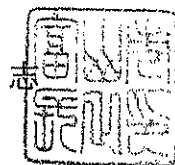
字の区域の廃止について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、次のとおり本市の字の区域を廃止するので、同条第2項の規定により、告示する。

上記の処分は、土地改良法（昭和24年法律第195号）の規定による神通川流域第3次地区の換地処分の告示のあった日の翌日からその効力を生ずるものとする。

平成20年 4月 23日

富山市長 森 雅



字の区域の廃止に関するもの

市町村名	従前の字の区域を廃止する区域		
	大字名	字名	地番
富山市	栗山	向田割	668-1、669から671まで、1040-1、1041、1042-1、1043、1045-1、1046-1、1049-1、1050から1056まで、1057-1、1058-1、1061-1、1063-1、1064から1066まで、1068、1069-1、1070-1、1071-1、1072-1、1078-1、1078-2、1079、1080-1、1080-2、1081、1082-1、1082-2、1085-1、1086、1087-1、1087-4、1088、1089、1093-1、1094-1、1096-2、1097-4
		沖割	307-1
	新保	石原割	111-2、114-9、115-3

上記の区域内にある市有地の全部を含む。